

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年2月20日午後1時30分から令和5年第2回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	巴春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について
議案第6号	金ヶ崎町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	巴春菜

- 議 長 只今から令和5年第2回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には12番小野まり子委員、13番及川宏和委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。

第17番委員 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 事務局、説明を求めます。

事務局 17番佐藤委員のご質問にお答えします。売買価格についてですが、記載が漏れておりました。売買価格は10アールあたり100,000円、総額97,400円となっております。大変申し訳ありませんでした。

議 長 17番佐藤委員、よろしいですか。

第17番委員 はい。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。続いて現地調査の報告を求めます。番号1番の案件について、12番小野まり子委員より報告願います。

第12番委員 12番小野です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

2月16日午後、永岡地区の松本隆委員、小嶋教三委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請人の[]さんが、実家居宅の老朽化に伴い、自己住宅を新築するため、自己所有の田を転用しようとするものです。

現宅地内は十分な建築スペースを確保できないほか、公道からの距離が長く利便性が図られないことから、公道に面する当該地を選定したとのことです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、「住宅等で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当すると判断されます。

一般基準ですが、事業費については、全額金融機関からの融資によ

り実施することを金融機関からの融資証明書により確認しています。
現地は、道路及び農地に囲まれています。隣接農地とは高低差があるほか、境界法面を転圧整地して土砂の流出を防ぐ計画であることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります

議 長
第 1 4 番 委 員

ご苦労様でした。次に、番号 2 番の案件について 14 番小嶋教三委員より報告願います。

14 番小嶋です。番号 2 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

2 月 16 日午後、永岡地区の松本隆委員、小野まり子委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請人の [] さんが、農機具格納庫及びもみ殻置場を新築するため、自己所有の田を転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね 10 ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第 1 種農地となりますが、「申請に係る農地を農業用施設に供するもの」という例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業費については、全額金融機関からの融資により実施することを金融機関からの融資証明書により確認しています。

現地は、西側が宅地で、そのほかは一部用悪水路を挟んで農地と接しておりますが、雨水等については、隣接する水路に排水するほか、碎石敷きによる地下浸透を図る計画であることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県へ進達することに決定しました。

議 長

日程第 8 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、15番山路和弘委員より報告願います。

第15番委員 15番山路です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。
2月14日午前に、南方地区の佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である[]が、集合住宅4棟を建築するため、[]さん所有の田を、売買により取得し、転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。
現地は、東側及び南側の一部が道路を挟んで農地と接していますが、雨水については北側及び東側の側溝に排水するほか、南側の農道境界にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
以上のおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。
以上で現地報告を終わります。

議長 ご苦労さまでした。
これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

第11番委員 11番小坂です。番号1番の案件は、報告第2号18条解約の1番の案件と関連しているようですが、解約したうちの一筆1,085平米のみ含まれていません。この1,085平米は賃貸借となるのでしょうか。

事務局 事務局、説明を求めます。
11番小坂委員のご質問にお答えします。1,085平米の土地については解約となっているので、所有者管理となります。その後作付けするのか、再び転用となるのかは確認しておりません。

議長 11番、小坂委員よろしいですか。
第11番委員 はい。
議長 ほか、質疑ございませんか。

第17番委員 17番佐藤です。先ほどの11番小坂委員の質問に関連しておりますが、結果的に後日同じ業者が1,085平米の土地を開発するというのを否定できないと思います。3,000平米以上は県の審査が必要であり、それを逃れるために1,085平米を含まず分割して申請したと推察することもできます。今後この1,085平米の土地を同じ業者が申請してきた場合は、どのような審査になるのでしょうか。

議長 事務局、説明を求めます。

事務局 17番佐藤委員のご質問にお答えします。同じ業者が1,085平米の土地を申請してきた場合についてですが、3年以内に申請があった場合は、同一の事業とみなされ、当初から計画があったのではないかとという厳しい審査となります。3年を超えて申請があった場合は、別事業と考えることができることとなっております。

議長 17番委員 長 17番、佐藤委員よろしいですか。

議長 17番委員 長 はい。

議長 長 ほか、質疑ございませんか。

議長 長 ——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議長 長 ——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議長 長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

議長 長 ——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。よって、本案は、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議長 事務局 長 日程第9 議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

議長 事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議長 事務局 長 説明が終わりました。

議長 事務局 長 ここで、利用権設定番号1番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

議長 事務局 長 ——第5番委員 退席——

議長 事務局 長 これより、利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 事務局 長 ——なしの声あり——

議長 事務局 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議長 事務局 長 ——なしの声あり——

議長 事務局 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議長 事務局 長 利用権設定番号1番の案件について

議長 事務局 長 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議長 事務局 長 ——全員挙手——

議長 事務局 長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。5番高橋重貴委員の入席を許します。

議長 事務局 長 ——第5番委員 入席——

議長 事務局 長 5番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議長 事務局 長 続いて、利用権設定番号31番から33番の案件について18番及川和芳委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

議長 事務局 長 ——第18番委員 退席——

- 議 長 これより、利用権設定番号 31 番から 33 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 31 番から 33 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。
18 番及川和芳委員の入席を許します。
——第 18 番委員 入席——
- 議 長 18 番及川和芳委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 4 号の所有権移転及び利用権設定番号 2 番から 30 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
日程第 10、議案第 5 号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。事務局 説明を求めます。
- 事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 議 長 説明が終わりました。
ここで、本案について 2 番高橋義隆委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
——第 2 番委員 退席——
- 議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
4 番田口です。対象者の氏名について、漢字に誤りがあると思われる人がいる為、確認をお願いしたい。
- 議 長 事務局、説明を求めます。
4 番田口委員のご意見にお答えします。確認のうえ、正しく訂正します。申し訳ありません。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、証明することに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。
2番高橋義隆委員の入席を許します。
———第2番委員 入席———

議 長 2番高橋義隆委員、本案については、証明することに決定しました。

議 長 日程第11、議案第6号 金ヶ崎町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第6番委員 6番名和です。個人情報の開示ということで、私は農業者年金の推進部長をしていますが、農業者年金は国民保険へ加入していることが加入条件となっております。開示請求はどのようならいいですか。

事務局 6番名和委員のご質問にお答えします。農業者年金を例に挙げてご質問いただきましたが、開示請求は、総務課のほうに理由を添えて、開示請求の申請をしていただきます。そして、規則・法律に基づき、提供できるか判断することになります。ただし、個人名及び住所は開示できません。

第6番委員 分かりました。
ほか、質疑ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第6号 金ヶ崎町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和5年第2回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時35分